中央建設業審議会 第2回 工期に関する基準の作成に関するワーキンググループ資料 「工期設定にかかる現状と課題について」

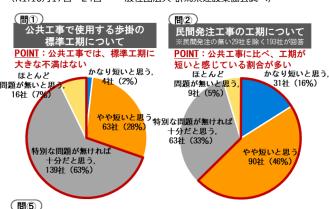
令和2年2月3日

一般社団法人 全国建設業協会

第**1回WG** (R1.11.28)

■適正工期に関するアンケート

(R1.10月17日~24日 一般社団法人 群馬県建設業協会調べ)



POINT: 工事が短い理由では「発注時点で完成期日が決められていた」 が7割を占める

工事が短い理由は何であったか ※複数回答

 発注時点で完成期日が決められていた
 96社
 70%

 現場条件が悪い、あるいは用地や支障物件等の問題があったが、工期延長が認められなかった
 36社
 43%

 設計図書の不備で工事ができない期間があったが、工期延長が認められなかった
 14社
 17%

 関連する工事が遅れて、当該工事の着手が遅れたが、工期延長が認められなかった
 17社
 20%

8≵±

10%

■アンケート結果を踏まえた意見の総括

- I. フレックス工期の運用の拡大
- Ⅱ. 柔軟な工期延期の対応

その他

- Ⅲ. 人手不足、若年入職者不足、高齢化などの業界の現状を踏まえた工期設定を
- IV. 民間工事も適正な工期設定を

第2回WG (R2.2.3)

■工期設定にかかる現状と課題について

①工期の考え方

公共工事・発注者が丁期指定

・条件変更がある場合は受発注者双方で協議の上、工期も含め て変更する



民間工事・大きく「発注者が工期設定」と「受注者が設計・施工を一貫 して受注して工期設定」の2つのケースがある

②現状と課題

公共工事・概ね適正な工期設定が浸透しているが、県や市町村では認識 が不十分との意見も多い

・段取りに要する期間が考慮されていないケースが多く、準備期間の遅れが工程全体に影響を与えている

民間工事・完成時期ありきのタイトな工期設定のケースが多い

・見積りや契約時点で明確にされない現場条件等があり、それ らを見込んだ工期設定ができない



③要望の考え方

公共工事

- I. 「単年度工事」による着工、完成時期の検討
- Ⅱ. 工事着工に要する時間(準備期間)の見直し
- Ⅲ. 地方公共団体(特に市町村)発注工事の工期設定
- Ⅳ. 自然条件(渇水期、積雪期、猛暑日、風など)を考慮した工期設定
- V. 4週8休を原則とした工期設定

民間工事

- I. 事業主、設計者、施工者による建設市場の相互理解
- II. 早期の段階で各種条件の提示が必要(提示がない場合は請負の変更対象とすべき)
- Ⅲ. 建築確認申請の手続き期間を含まない工期設定
- Ⅳ. 二次製品等の製作・納入時期
- V. 4週8休への理解と適切な必要経費の反映

工期設定にかかる現状と課題について

公共工事



工期設定の考え方等

- ◆ 発注者は工期ガイドラインや、標準歩掛・クリティカルパス等を反映した工期設定支援システム等を用い適正な工期を設定。
- ◆ 工事公告時に工事内容(図面等)と合わせて工期を提示。発注時の条件が変わらなければその工期で完成することを前提に受注。
- ◆ 発注時からの条件変更等について、条件変更の内容を確認し設計変更ガイドライン等に基づき、双方協議のうえ工期変更。

現状・課題(会員企業の声より)

- 公共工事においては、総じて、以前と比べると適正な工期設定が浸透してきたとする意見がある一方、地方公共団体(特に市町村)発注工事 においては、未だ発注者側の適正な工期設定の認識と運用が不十分との意見も多くある。
- 一般的な丁事は標準歩掛の丁期日数に大きな問題はないが、小規模丁事など標準歩掛の日数換算が現実と合わないケースがある。
- 受注者が工期が短いと感じるのは、「発注時点で予算都合等で完成期日が決められる硬直的な制約」や、「現場悪条件・特殊資材の調達難」 「用地・地元住民問題、支障物件等による着手不能」「関連工事遅れによる着手不能」「設計図書不備による手直し」「工事施工途中に生じた問題、天候不良等により施工に障害」等、受注者側の努力で解決できない事由が、工期に適正に反映されていなかった、または反映されず延長が認められなかったケースが多い。
- 工期設定条件として用地など現場条件はもとより、休日(週休2日・祝日等)、雨休率も明示されていないケースがある。また、単年度予算に 固執し繰越が認められなかったとの意見がある。
- 準備に要する期間が、工事内容·地域·工事規模により異なるが、必ずしも考慮されていない。
- 下請企業・資機材調達の手配等の段取りに要する準備期間が、現状の工期には反映されていない。
- 発注担当者の工期設定への配慮と施工中の工事監督者の運用次第で、工期に関する受注者への影響は大きく変わる。

工期設定に関して望むこと

- 各種条件を反映した適切な工期設定と、延長するべき理由が生じた際の適切な工期変更の徹底。
- 地方公共団体における、工期設定支援システム(国交省)や建築工事適正工期算定プログラム(日建連)等の活用促進と、各システムの機能性、 考慮する項目設定の拡充、施工中における受発注者間での適切な工程情報共有の促進。
- 工期に関する基本条件(4週8休、休祝日、雨休率、準備・後片付等)と現地状況(用地、支障物件、関係機関調整、関連工事等)は発注時に提示し、 提示されていない事象は変更対象となることを明示すべき。

(必要に応じ、夜間作業の騒音規制、近接工事状況、生息動植物への影響、地域の祭り等も提示すべき事項として考慮)

- 債務負担行為の柔軟な適用による2力年度に渡る工期設定、フレックス工期の運用拡大。(渇水期・積雪時期等を踏まえた工期設定)
- 補助事業においても適正丁期に応じた予算要求と執行、予算繰越制度の柔軟な適用。
- 工期設定の条件と連動した、必要となる労務費、共通仮設費、現場管理費等の請負金額への適切な反映。
- 就業者の高齢化、将来の担い手確保、時間外労働規制対応等の建設業界の現状・課題と、働き方改革につながる適正工期設定の必要性が、 すべての発注者(現場技術担当者含む全職員)へ浸透するような基準策定と、国からの指導徹底。



工期(当初)平成30年8年16日~平成31年1月31日/工事日数169日 (変更) ~平成31年3月25日/工事日数222日···53日延伸

■: 当初工程 ■: 変更工程

エ 種	数	区分	平成30年度								備考	
土 1 重	量		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	כי אוו	
準備工	1	当初		30日間	Point1				1		・30日間	
牛畑工	式	変更	·	70日	間				期			
構造物撤去工	1	当初		計 · 変 現 更				更協議	見 直 ·		- ・構造物取壊し工(2pt)	
特足物脉公工	式	変更		変更審査会								
コンクリート	1 式	当 初	—夏 — —期			P	oint③	4			・作業土工(2pt)・コンクリート堰堤本体工(2pt)・コンクリート副堰堤工(2pt)・コンクリート側壁工(1pt)	
堰堤工 		変更	休		+		/st	1				
仮設工		当初	暇			Point2	岬				・工事用道路工(1pt) - ・砂防仮締切工(1pt) ・仮水路工(1pt)	
IXIX I	式	変更										
後片付け	1	当初							53日間の	工期延伸	・20日間	
127/11377	式	変更	///				//		4	2011		

Point①:準備工30日間では不足 …設計·現場照査、設計変更審査会、市条例による伐採許可の遅延、地権者との単価交渉 (木材·工事用道路用地)、漁協組合との協議などもあり、実際には70日間を要した

Point②: 仮設工が一時的 …工事用道路補修、水替ポンプ排水、作業ヤード整備は全工程で継続して作業を行った

…当初工程では仮設工撤去が考慮されていない

Point③:前工程遅延の影響 …準備工や仮設工の遅れにより、コンクリート冬季養生日数の増加が発生した

当初の準備期間と実際の工程/平成30年度公共工事(国・県)



<国発注工事>■当初示された準備期間通りに進められた工事は、11件中1件(道路工事は全工事で延伸)

	予定準備期間	実際の工事日数	件数	理由
砂防河川		予定通り 30日	1件	
	20□	1.3倍 40日	1件	現場照査
	<u>30日</u>	2倍 60日	1件	詳細設計の遅れ
		2.3倍 70日	1件	現場照査、伐採許可の遅延、仮設用地単価交渉、 漁協との協議
道路	40日	予定通り 40日	0件	
	<u> 40 </u>	1.5倍 60日	3件	詳細設計の遅れ、下請け業者の選定
	<u>70日</u>	1.3倍 90日	2件	支障物件調査(地下埋設物・架空線等)、地元説明
	※40日+ 民意合意期間 30日	2.5倍 180日	2件	工法変更の検討(地盤改良工)

く県発注工事>■当初示された準備期間通りに進められた工事は、7件中4件

	当初準備	実際の工事日数	件数	理由
県	30日	予定通り 30日	4件	
県発注	<u> 50 </u>	1.3倍 40日	3件	仮設用地単価交渉、土砂運搬先の検討



工期設定の考え方等

- ◆ 発注者(設計監理会社)が工期設定をするケース
 - (事例) 商業店舗建築工事にて、発注者が開店日にあわせた完成希望日を指定し、請負契約前に予め工期設定。
 - ※工期は、請負契約時点で「日数」にて示されるケース、「完成時期ありき」にて示されるケース、「概算工期」で示され契約後に協議のうえ確定するケース等、様々なケースがある。
- ◆ 受注者が設計・施工を一貫して請け負い工期設定するケース
 - (事例) 施主の要望に応じ、受注者側で設計・請負金額・工期日数(公共工事標準歩掛等を根拠)を作成(見積もり)し、協議決定。
 - ※工期と積算は、公共工事用標準歩掛を使用し算定するケース、工期算定プログラムを使用するケース等がある。

現状・課題(会員企業の声より)

- 民間工事では、受注を優先すると、発注者(施主)の要望や供用開始時期等の個別事情のため、完成時期ありきのタイトな工期設定、土日祝日を含めた工期設定、夜間作業を含めた工期設定となるケースがある。
- 民間工事では、見積もりや、請負契約時点で明確にされない現場条件、施工条件等が多く、請負契約後に色々な条件が付されることから、 各種条件を見込んだ工期設定ができないケースが多々ある。
- 建築確認申請手続きに要する日数も工期に含まれるケースがある。
- 社会インフラ関係工事(鉄道、電力、ガス)においては、地元住民や利用者への影響等、特殊な制約により工期設定されるケースあり。

工期設定に関して望むこと

- 見積もり、契約時点もしくは可能な限り早期の段階に、条件等の情報提供。(情報提供がない場合、条件変更の対象となることを明記)
- 適切な準備期間(工程計画·資材計画·労務計画·関係各所との調整·起工測量等)や、工事条件を見込んだ工期設定が必要。
- 建築確認申請手続き期間を工期に含まない工期設定。
- 休日の考え方(4週8休、祝日等)を発注時に明記することと、必要となる労務費、共通仮設費、現場管理費等の請負金額への適切な反映。
- 社会通念上やむを得ない発注者(施主)の個別事情等により短期間工期にて施工せざるを得ない場合は、請負金額への上乗せ費用の適切な反映。
- 最新技術を考慮した工期設定は必要であるが、受注者のいわゆる「工期ダンピング」を助長しないような配慮義務が必要。
- 発注者(施主)に対して、就業者の高齢化、将来の担い手確保、時間外労働規制対応等の<mark>建設業界の現状・課題</mark>と、働き方改革につながる <u>適正工期設定の必要性の理解</u>が得られるような基準策定と、国からの指導徹底。